

決議案第5号

尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する決議の提出について

上記決議を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年10月25日提出

議会運営委員会委員長 平野 菅子

尖閣諸島海域での中国漁船領海侵犯事件に関する決議（案）

去る9月7日、尖閣諸島の久場島沖の日本国領海内において、違法操業中の中国漁船が、停船を命じた第11管区海上保安本部の巡視船に船を衝突させて海上保安官の職務を妨害するという事件が発生した。

そのため海上保安本部は、漁船の船長を公務執行妨害容疑で逮捕するに至った。

尖閣諸島は、明治28年（1895年）に日本政府が閣議決定を行い正式に我が国の領土に編入して以来、歴史的にも、国際法上も我が国固有の領土であることは疑問の余地がないことは明らかである。

我が国政府は、尖閣諸島及び周辺海域が日本固有の領土及び領海であることを中国政府に毅然と示すことが必要である。

よって、三田市議会は、我が国の政府が、中国政府に対し、今回の事件に関して強く抗議することを求めるとともに慎重かつ冷静な対応と外交を通じた再発防止策を講じることを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成22年10月25日

兵庫県三田市議会